証券コード　3944
平成28年６月13日

株 主 各 位

大阪市中央区大手通三丁目１番12号
古林紙工株式会社
代表取締役会長兼社長　古　林　敬　碩

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
本年４月の熊本地震により、被災された株主のみなさまには心からお見舞い申しあげます。
さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席お差しつかえの節は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後６時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区大手通三丁目１番12号
当社本店会議室
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

３．会議の目的事項
報 告 事 項
１．第86期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第86期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　補欠監査役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.furubayashi-shiko.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調が見られましたが、中国の経済成長の減速や急激な原油安に加え、年初からの急速な円高・株安基調による企業業績への影響など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、「包装を通じて社会に奉仕します」の社是に則り、当社グループ一体でお客様の環境に則した事業活動を推進するとともに、「優秀な製品」「確実な納品」「適正な価格」の造り込みを進めてまいりました。

その結果、売上高は165億４千８百万円（対前期比1.3%減）、営業利益は５億２百万円（対前期比9.3%増）、経常利益は４億４千１百万円（対前期比25.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益２億８千６百万円（対前期比108.0%増）となりました。

部門別の営業の概況は、次のとおりであります。

＜印刷紙器部門＞

当部門は当社グループの主力部門で、菓子、食品、石鹸洗剤、日用雑貨品等の消費財用カートンが含まれておりますが、当期の売上高は152億１千万円となりました。これは、前期比1.8%減であります。

＜プラスチック包材部門＞

当部門には、複合成型容器およびフィルム包材が含まれておりますが、その売上高は12億３千９百万円となりました。これは、前期比6.3%増であります。

＜その他の部門＞

当部門には、内容物を自動包装する包装システム機械およびその他の諸売上が含まれておりますが、その売上高は９千９百万円であります。

(2) 資金調達等についての状況

①　資金調達

当連結会計年度中においては、特記すべき資金調達はありません。

②　設備投資

当連結会計年度中の設備投資は６億円余で、その主なものは、当社戸塚工場の紙器製造設備等であります。

(3) 直前三事業年度の財産および損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第 83 期 平成24. 4. 1～ 平成25. 3. 31	第 84 期 平成25. 4. 1～ 平成26. 3. 31	第 85 期 平成26. 4. 1～ 平成27. 3. 31	第 86 期 平成27. 4. 1～ 平成28. 3. 31
売　上　高	15,958,573	17,051,329	16,768,782	16,547,905
親会社株主に帰属する当期純利益	198,031	245,756	137,390	285,725
1株当たり当期純利益	13円15銭	16円61銭	10円19銭	24円53銭
総　資　産	15,139,817	15,849,255	17,610,778	17,182,245
純　資　産	5,379,528	6,471,893	7,845,533	7,710,821

（注）　1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

①　技術開発力の強化

板紙紙器の製造設備や加工方法に関する当社固有技術ならびに開発力、海外での技術情報、樹脂と板紙の融合技術、包装機械の設計・開発力を駆使し、ニーズに即応した新製品および競合他社と差別化した高品質かつ高機能、低コストの製品をすばやく提供してまいります。

②　営業体制の強化

お客様のニーズを的確に把握するため、営業組織体制をお客様の市場別に編成しております。さらに、個々の営業部員のスキルアップ、セールスエンジニア化への取り組みを進めてまいります。これをサポートするべく、ＩＴを活用してお客様ごとまたは製品ごとのご要望をデータベース化し、その後方支援部隊との連携をとり、迅速かつ適切な対応を徹底します。

③　戦略分野の開拓

板紙紙器や紙器と容器との複合パッケージにおけるニッチ分野への特化を進め、当社の強みに合致した成長の基盤を拡充してまいります。

④　生産能力の拡大

生産面での瞬発力を高めるべく、相互扶助的な協力先のネットワークを拡充して、供給能力の強化を図ってまいります。

⑤　コーポレート・ガバナンス体制の強化

コーポレート・ガバナンス体制を強化し、常に効率的で健全な経営を行い、顧客や株主のみなさまはもとより社会全体から高い信頼性を得るよう取り組んでまいりました。また、社外監査役２名と独立性の高い社外取締役２名を独立役員として選任して、経営に対する監視機能の強化を図っております。

社内管理体制においても、コンプライアンス委員会、内部監査室を設置し、内部統制機能・監査機能を強化するとともに、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに業務執行の明確化を目的として執行役員制度を導入しております。また、取締役の任期を１年と定め株主のみなさまからの信任を得られるよう努めております。

(5) 主要な事業内容

印刷紙器	商品包装用紙器、贈答用進物函等の製造、販売
プラスチック包材	樹脂フィルム・金属箔等を素材とする包材、合成樹脂等による複合成型容器の製造、販売
その他	包装システム機械の輸出入ならびに製造、販売

(6) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

①　当社の主要な事業所

イ　本社　　大阪市

ロ　営業所　　東京（東京都中央区）、大阪（大阪市）、和歌山（和歌山市）、名古屋（愛知県犬山市）

ハ　工場　　戸塚（横浜市）、藤井寺（大阪府藤井寺市）、滝野（兵庫県加東市）、和歌山（和歌山市）

②　子会社

複合工業株式会社（愛知県犬山市）、ライニングコンテナー株式会社（茨城県猿島郡）、上海古林国際印務有限公司（中国上海市）、古林紙工（上海）有限公司（中国上海市）、古林包装材料製造（上海）有限公司（中国上海市）、台湾古林股份有限公司（台湾新北市）

③　使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
624名	18名減

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
複合工業株式会社	千円 75,000	% 100.0	印刷、加工紙の製造・販売
ライニングコンテナー株式会社	千円 300,000	100.0	合成樹脂製品関連の製造・販売
台湾古林股份有限公司	千台湾ドル 20,000	80.0	印刷紙器関連の製造・販売
上海古林国際印務有限公司	千人民元 58,050	60.0	印刷紙器関連の製造・販売
古林紙工（上海）有限公司	千人民元 76,873	70.0	印刷紙器関連の製造・販売
古林包装材料製造(上海)有限公司	千人民元 2,070	100.0	印刷紙器関連の製造・販売

(8) 主要な借入先

（単位：千円）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,145,000
株式会社みずほ銀行	700,000
株式会社りそな銀行	635,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　60,000,000株

(2) 発行済株式の総数　17,768,203株

(3) 株主数　1,566名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
明治安田生命保険相互会社	600	5.54
古林昭子	533	4.93
レンゴー株式会社	420	3.88
古林楯夫	349	3.22
古林敬碩	320	2.96
丸三証券株式会社	257	2.37
古林紙工社員持株会	219	2.03
日本紙通商株式会社	209	1.93
新生紙パルプ商事株式会社	192	1.77
株式会社日阪製作所	191	1.76

（注）持株比率は自己株式（6,944,450株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等に関する事項

(1)　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成27年６月26日	平成27年６月26日
新株予約権の数		180個	157個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　180,000株 （新株予約権１個につき1,000株）	普通株式　157,000株 （新株予約権１個につき1,000株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個当たり166,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり205,000円 （１株当たり　205円）	新株予約権１個当たり　1,000円 （１株当たり　１円）
権利行使期間		平成29年７月18日から 平成32年７月17日まで	平成27年７月18日から 平成37年７月17日まで
行使の条件		(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および執行役員等従業員の地位にあることを要するものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。	(1) 新株予約権者は、下記(2)の場合を除き、新株予約権の割当日の翌日から３年間の期間は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した場合に限り、(1)の規定にかかわらず、地位喪失の日の翌日から上記新株予約権の行使期間の満了日まで新株予約権を行使できるものとする。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　180個 目的となる株式数　180,000株 保有者数　６名	新株予約権の数　157個 目的となる株式数　157,000株 保有者数　６名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

(2)　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		平成27年６月26日
新株予約権の数		158個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　158,000株 （新株予約権１個につき1,000株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 205,000円 （１株当たり　205円）
権利行使期間		平成29年７月18日から 平成32年７月17日まで
行使の条件		(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および執行役員等従業員の地位にあることを要するものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　158個 目的となる株式数　158,000株 交付者数　14名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 交付者数　－名

４．会社役員に関する事項

(1)　取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長 社長執行役員	古林敬碩	複合工業株式会社代表取締役 ライニングコンテナー株式会社代表取締役 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司董事長
取締役 専務執行役員	古林雅敬	営業本部長 兼 開発本部長 兼 MD部長 兼 設計計画部長
取締役 常務執行役員	宮崎明雄	統括管理本部長 経理・総務・情報システム担当
取締役 執行役員	宮崎正之	購買本部長
取締役 執行役員	桑田哲夫	生産本部長 兼 滝野工場長
取締役	古林能敬	内部監査担当 弁護士 バリューアディット・ジャパン株式会社　社外監査役
取締役	土堤内清嗣	アーバンライフ株式会社　社外監査役
取締役	中西克誠	
監査役（常勤）	佐々木啓之	
監査役	吉村勲	公認会計士 大阪有機化学工業株式会社　社外監査役
監査役	鈴木節男	弁護士

（注）１．取締役 土堤内清嗣および取締役 中西克誠の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役 吉村勲および監査役 鈴木節男の両氏は、社外監査役であります。
３．取締役 土堤内清嗣および中西克誠、監査役 吉村勲および鈴木節男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役 吉村勲氏は公認会計士としての財務および会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有されております。
５．監査役 鈴木節男氏は弁護士としての専門的な知識・経験を有されております。
６．取締役の地位および担当の変更（平成28年４月１日）

取締役 副社長執行役員	古林雅敬	営業本部長 兼 開発本部長 兼 MD部長 兼 設計計画部長
取締役 執行役員	桑田哲夫	生産本部長

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外役員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取　締　役 （うち社外取締役）	8名 （ 2名 ）	132,197千円 （ 4,500千円 ）
監　査　役 （うち社外監査役）	5名 （ 3名 ）	8,490千円 （ 5,175千円 ）
合　計 （うち社外役員）	12名 （ 4名 ）	140,687千円 （ 9,675千円 ）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役６名に対するストック・オプションとして付与した新株予約権に係る株式報酬費用27,527千円が含まれております。

３．上記のほか、平成25年６月27日開催の第83回定時株主総会における役員退職慰労金打切り支給決議に基づき、当事業年度に退任した監査役２名（うち社外監査役１名）に対し、退職慰労金2,400千円（うち社外監査役600千円）を支給しております。

(4)　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役土堤内清嗣氏は、アーバンライフ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役吉村勲氏は、大阪有機化学工業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	土堤内清嗣	平成27年６月26日就任以降、当事業年度に開催された14回の取締役会すべてに出席し、発言は都度行われ、主として当社の日常業務遂行面にかかる指摘等、適切な意見表明がありました。
取締役	中西克誠	平成27年６月26日就任以降、当事業年度に開催された14回の取締役会すべてに出席し、発言は都度行われ、主として当社の日常業務遂行面にかかる指摘等、適切な意見表明がありました。
監査役	吉村　勲	当事業年度に開催された18回の取締役会すべてに出席し、８回の監査役会すべてに出席し、発言は都度行われ、長年に亘り公認会計士業務を担ってきた専門的見地から、主として当社の財務および会計に関する指摘等、適切な意見表明がありました。
監査役	鈴木節男	平成27年６月26日就任以降、当事業年度に開催された14回の取締役会のうち13回に出席し、５回の監査役会すべてに出席し、発言は都度行われ、弁護士業務を担ってきた専門的見地から、主として当社のコーポレート・ガバナンスに関する指摘等、適切な意見表明がありました。

５．会計監査人に関する事項

(1)　名称　　ネクサス監査法人

(2)　報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,250千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,250千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の重要な子会社のうち、海外子会社３社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3)　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

６．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

１.業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制につきましては、以下のとおりであります。

⑴当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・マニュアルを作成し、企業行動憲章、行動基準等を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人に配布の上研修会等を実施し、周知徹底することにより、コンプライアンスの知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成する。

②当社の取締役会の下にコンプライアンス委員会を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。また、その実行を図るため、事務局を設置し、当社の総務部長をその責任者とする。

③当社およびグループ会社における法令上疑義のある行為について、使用人が直接通報する窓口を設置し運用する。

④当社およびグループ会社では、反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

⑵当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、取締役の重要な意思決定または取締役に対する重要な報告に関しては、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

⑶当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①当社およびグループ会社の損失の危険を管理するため、当社の取締役会の下に委員会としてＩＳＯ（品質・環境）実施委員会やＪ－ＳＯＸ推進委員会等を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。

②当社およびグループ会社では、各委員会にて、全社的な観点から損失の危険を管理するためコンプライアンス・マニュアルをはじめとした文書等を制定し、運用を行う。

③当社およびグループ会社の各事業部門は、それぞれの部門に関する損失の危険を管理する。当社およびグループ会社の各事業部門の責任者は、定期的にその管理の状況を執行役員会や各委員会に報告する。

(4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社およびグループ会社は取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社およびグループ会社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については、経営戦略会議において議論を行い、取締役会の審議を経て決定を行うものとする。

②当社およびグループ会社では、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会規定等を見直し、取締役の役割分担を明確にしていく。

③当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規定等においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定めるものとする。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①企業集団全体としては、企業行動憲章、行動基準を含めたコンプライアンス・マニュアルは当社およびグループ全体を対象として作成されており、これに従いグループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

②当社およびグループ会社においては業務の適正を確保するべく、品質マネジメントシステム監査、環境マネジメントシステム監査および会社法上要請される内部統制の有効性に関する監査の連携を保つ。

③グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス委員会で審査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役が補助する使用人を求めた場合、監査役室に必要な人員を配置する。

②前号の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、総務担当取締役その他関係部署の意見も考慮して決定する。

③任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行う。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役室の使用人の人事異動、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

②前項の使用人の人事評価については、常勤監査役が行うものとする。

(8)当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会の定めるところに従い、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

②当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、当社およびグループ会社の取締役および使用人の違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役に報告する。

③当社は当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社およびグループ会社の取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。

②当社およびグループ会社の代表取締役との定期的な意見交換を行い、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、以下のとおりであります。

(1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

・コンプライアンス・マニュアルに基づき、平素より当社およびグループ会社の取締役および使用人に周知徹底を図っております。

・３か月ごとにコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの状況を確認しております。

・法令上疑義のある行為について、内部通報規程に基づき、社内については事務所コンプライアンス担当者またはコンプライアンス事務局、社外については久保井総合法律事務所で通報を受け、対応できる体制をとっております。

(2) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況

・情報管理規定や文書管理規定等に基づき、適切に保管・管理しております。

(3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制の運用状況

・ＩＳＯやＪ－ＳＯＸの中で規定を設け、それに則って管理をしております。

・損失の危険に対しては、月１回開催する執行役員会で適宜報告、議論を行っております。

(4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

・取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、業務の進捗について議論するとともに、経営に関する重要事項について審議し決定しております。

・経営戦略に係る重要事項については、取締役会開催前に先だって開催される経営戦略会議において議論を行っております。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制の運用状況

・内部監査室が内部監査を計画的に実施し、その結果を取締役会に報告しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況

・現在は監査役の求めに応じ、直接指示された使用人が監査役の職務を補助しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況

・監査役の職務を補助する際には、監査役の指揮命令に従っております。

(8) 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況

・監査役会の定めるところに従って、随時報告を行っております。

・報告した者への取扱いは、内部通報規定の中で規定し、通報したことを理由とした報復行為から保護しております。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況

・監査役が職務の執行のために生ずる費用については、速やかに処理しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

・監査役は、取締役会をはじめとした重要な経営会議に参加し、必要があるときは意見を述べております。

・監査役は、内部監査室と随時連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務を遂行しております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、平成26年６月27日開催の第84回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を更新しておりますが、その有効期限は、平成29年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。

Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これらの大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくありません。

株主総会での議決権の行使等により会社を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、会社を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ．会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、中期的な経営改善の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に取り組んでおります。以下に掲げる取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み

(1)当社の経営の基本方針

当社は「私たちは、包装を通じて社会に奉仕します。優秀な製品・確実な納品・適正な価格」の社是の下で、各界を代表するお客様にご愛顧を賜りながら創業の昭和９年から今日まで発展し続けています。洗剤、菓子、食品、日用品といった生活物資について、店頭での顔となるパッケージの製造・販売を主力事業としています。包装業界の中では初めて印刷・打抜・貼りの一貫加工を開始し、昭和30年代には、日本初の自動打抜機の導入に続き、印刷と打抜を１台で加工できるグラビア輪転印刷打抜機「ボブストチャンプレン」を導入し、紙器分野で規格大量生産の礎を築きました。板紙紙器の先進地域であるヨーロッパを中心に、今日も継続して、先進的な技術情報の取得と活用につとめております。この外にも、日本初の革新的な各種設備機器の開発・導入により、特殊印刷業界という全く新しい業界分野を開拓してまいりました。容器の業界におきましても、PET樹脂の食品容器への活用をはじめ、今日も、素材およびその用途開発における開拓者として事業を展開しております。

海外展開に関しましては昭和63年の台湾を皮切りに、平成４年以降、上海に３社を展開しております。洗剤カートン、薬品カートン、牛乳カートン等の受注・製造を中心に、経済発展目覚しいアジア地域で事業を展開しております。国内では、大阪、横浜、兵庫の主力３工場におきまして、平成８年から11年の間に、各工場でＴＰＭ（日本プラントメンテナンス協会が提唱する改善活動で〝災害ゼロ・不良ゼロ・故障ゼロ〟などあらゆるロスを未然防止する仕組み）に取組み優秀賞を受賞しております。これはバブル崩壊以降低迷してきた国内市場にコストダウンで打克つ行動変革に取組んだ所産です。同じく平成11年にはＩＳＯ９００１を認証取得し、その後も継続して、お客様満足の最大化に向けた経営の仕組みづくりとその改善に取組んでおります。また、環境問題に関しましても、当社が使用する主原料は古紙をリサイクルした白板紙である上に、加工設備の改造または新規導入時にはCO_2排出量の削減を考慮した環境対応を進めており、平成16年にはＩＳＯ１４００１を認証取得いたしました。これは、社内で発生する環境負荷のみならず、当社が提供する商品自体が持つ環境負荷の低減に関しましても、環境対応型パッケージとして紙器構造の省資源化提案等を通じて取組んできた活動の結果です。

昭和37年に大阪証券取引所市場第２部に上場し、その７年後、当社は前述の社是を制定しました。これを実践するべくお客様のニーズを汲み取り何処にも出来ないようなものを開発し、お約束したことは必ず守るという信念で事業活動に取組んでおります。単に利益を求めるのみではなく、「包装を通じて社会に奉仕する」ことを愚直に追い求め、先進的な取組みにより包装分野を開拓し続け消費文化に貢献する事業会社として今後も邁進してまいります。（平成25年７月16日の現物市場統合により、東京証券取引所市場第２部に移行しております。）

(2) 中長期的な企業価値向上のための取組み

ア．技術開発力の強化

板紙紙器の製造設備や加工方法に関する当社固有技術ならびに開発力、海外での技術情報、樹脂と板紙の融合技術、包装機械の設計・開発力を駆使し、ニーズに即応した新製品および競合他社と差別化した高品質かつ高機能、低コストの製品をすばやく提供してまいります。

イ．営業体制の強化

お客様のニーズを的確に把握するため、営業組織体制をお客様の市場別に編成しております。さらに、個々の営業部員のスキルアップ、セールスエンジニア化への取り組みを進めてまいります。これをサポートするべく、ＩＴを活用してお客様ごとまたは製品ごとのご要望をデータベース化し、その後方支援部隊との連携をとり、迅速かつ適切な対応を徹底します。

ウ．戦略分野の開拓

板紙紙器や紙器と容器との複合パッケージにおけるニッチ分野への特化を進め、当社の強みに合致した成長の基盤を拡充してまいります。

エ．生産能力の拡大

生産面での瞬発力を高めるべく、相互扶助的な協力先のネットワークを拡充して、供給能力の強化を図ってまいります。

オ．コーポレート・ガバナンス体制の強化

コーポレート・ガバナンス体制を強化し、常に効率的で健全な経営を行い、顧客や株主のみなさまはもとより社会全体から高い信頼性を得るよう取り組んでまいりました。また、社外監査役２名と独立性の高い社外取締役２名を独立役員に選任して、経営に対する監視機能の強化を図っております。

社内管理体制においても、コンプライアンス委員会、内部監査室を設置し、内部統制機能・監査機能を強化するとともに、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに業務執行の明確化を目的として執行役員制度を導入しております。また、取締役の任期を１年と定め株主のみなさまからの信任を得られるようつとめております。

Ⅲ．本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記Ⅰ．の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則」を充足しています。また、平成20年６月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2)株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

本プランの継続は、株主のみなさまのご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3)株主意思を反映するものであること

本プランは有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主のみなさまのご意向が反映されます。

(4)独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を１年と定めているため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,381,918**	**流動負債**	**6,667,372**
現金及び預金	1,426,683	支払手形及び買掛金	3,408,330
受取手形及び売掛金	4,521,077	短期借入金	1,110,000
たな卸資産	1,246,520	一年内返済予定長期借入金	810,000
繰延税金資産	57,724	リース債務	52,960
その他	142,875	未払法人税等	101,382
貸倒引当金	△12,961	未払金	635,468
固定資産	**9,793,706**	賞与引当金	115,326
有形固定資産	**5,098,311**	その他	433,906
建物及び構築物	883,334	**固定負債**	**2,804,052**
機械装置及び運搬具	2,013,302	社債	600,000
土地	1,688,808	長期借入金	1,472,500
リース資産	211,265	リース債務	197,174
建設仮勘定	204,948	繰延税金負債	379,420
その他	96,654	退職給付に係る負債	96,581
無形固定資産	**100,460**	資産除去債務	2,775
投資その他の資産	**4,594,935**	その他	55,603
投資有価証券	4,189,487	**負債合計**	**9,471,424**
退職給付に係る資産	51,827	（純資産の部）	
その他	354,781	**株主資本**	**4,086,778**
貸倒引当金	△1,160	資本金	2,151,240
繰延資産	**6,621**	資本剰余金	1,382,704
社債発行費	6,621	利益剰余金	1,503,870
		自己株式	△951,036
		その他の包括利益累計額	**2,458,629**
		その他有価証券評価差額金	1,660,889
		為替換算調整勘定	591,232
		退職給付に係る調整累計額	206,507
		新株予約権	**28,813**
		非支配株主持分	**1,136,601**
		純資産合計	**7,710,821**
資産合計	**17,182,245**	**負債・純資産合計**	**17,182,245**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	金額
売上高		**16,547,905**
売上原価		**13,772,339**
売上総利益		**2,775,566**
販売費及び一般管理費		**2,273,801**
営業利益		**501,765**
営業外収益		
受取利息	19,375	
受取配当金	59,795	
その他	80,406	159,576
営業外費用		
支払利息	49,189	
その他	170,885	220,074
経常利益		**441,268**
特別利益		
補助金収入	233,333	233,333
特別損失		
固定資産圧縮損	195,614	195,614
税金等調整前当期純利益		**478,987**
法人税、住民税及び事業税	169,172	
法人税等調整額	15,013	184,185
当期純利益		**294,802**
非支配株主に帰属する当期純利益		9,077
親会社株主に帰属する当期純利益		**285,725**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,151,240	1,382,704	1,280,085	△794,474	4,019,554
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△58,980		△58,980
従業員奨励及び福利基金			△2,959		△2,959
親会社株主に帰属する当期純利益			285,725		285,725
自己株式の取得				△156,562	△156,562
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	223,786	△156,562	67,224
当連結会計年度末残高	2,151,240	1,382,704	1,503,870	△951,036	4,086,778

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,576,570	715,253	340,395	2,632,217	－	1,193,761	7,845,533
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△58,980
従業員奨励及び福利基金							△2,959
親会社株主に帰属する当期純利益							285,725
自己株式の取得							△156,562
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	84,320	△124,021	△133,887	△173,589	28,813	△57,160	△201,936
当連結会計年度変動額合計	84,320	△124,021	△133,887	△173,589	28,813	△57,160	△134,712
当連結会計年度末残高	1,660,889	591,232	206,507	2,458,629	28,813	1,136,601	7,710,821

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　６社

・連結子会社の名称　複合工業株式会社、ライニングコンテナー株式会社、台湾古林股份有限公司、上海古林国際印務有限公司、古林紙工（上海）有限公司、古林包装材料製造（上海）有限公司

② 非連結子会社の状況　該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称等

・会社等の名称　金剛運送株式会社

・持分法を適用しない理由　関連会社金剛運送株式会社は当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの　主として移動平均法による原価法

ロ たな卸資産の評価基準および評価方法

・製品　主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・商品、材料、仕掛品、貯蔵品　主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）　主として定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。

ハ　リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な繰延資産の処理方法

社債発行費	社債の償還までの期間にわたり均等償却を実施しております。

④　重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ　賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

在外連結子会社の資産、負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ　ヘッジ会計の方法	金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
ロ　ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
ハ　ヘッジ方針	借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
ニ　ヘッジ有効性評価の方法	特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ　退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
ロ　消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
ハ　連結納税制度	当社および国内連結子会社において連結納税制度を採用しております。

(4) 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年４月１日に開始する連結会計年度および平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は24,270千円減少し、当連結会計年度の費用に計上した法人税等調整額が19,193千円、その他有価証券評価差額金が38,998千円、退職給付に係る調整累計額が4,465千円それぞれ増加しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	460,929千円
土地	1,042,479千円
建物及び構築物	454,073千円
機械装置及び運搬具	881,425千円
その他	5,289千円
計	2,844,194千円

② 担保に係る債務

短期借入金	600,000千円
長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	1,817,500千円
計	2,417,500千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　18,256,867千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式　17,768,203株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	29,490	2.50	平成27年３月31日	平成27年６月29日
平成27年11月13日取締役会	普通株式	29,490	2.50	平成27年９月30日	平成27年12月21日
計		58,980			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	27,059	利益剰余金	2.50	平成28年３月31日	平成28年６月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式　157,000株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、長期資金を取締役会で承認された設備投資計画を基に、銀行借入や社債発行で調達しております。また、短期資金については、運転資金の必要に応じ銀行借入等で調達しております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが５ヶ月以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後５年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等「(3) 会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の基本方針として、投機を目的としたデリバティブ取引を行わない方針であり、金利スワップ取引については借入金の支払利息を固定化するため金利ヘッジを行うものであります。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,426,683	1,426,683	―
(2) 受取手形及び売掛金	4,521,077	4,521,077	―
(3) 投資有価証券	4,128,751	4,128,751	―
資産計	10,076,511	10,076,511	―
(1) 支払手形及び買掛金	3,408,330	3,408,330	―
(2) 短期借入金	1,110,000	1,110,000	―
(3) 未払法人税等	101,382	101,382	―
(4) 未払金	635,468	635,468	―
(5) 社債	600,000	593,167	△6,833
(6) 長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	2,282,500	2,304,115	21,615
負債計	8,137,680	8,152,461	14,782
デリバティブ取引(*1)	―	―	―

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は主に取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	51,535
関係会社株式	9,200

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3．金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,426,683	－	－	－
受取手形及び売掛金	4,521,077	－	－	－
合計	5,947,760	－	－	－

4．社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）
社債	－	－	600,000	－
長期借入金（1年内に返済予定のものを除く。）	655,000	450,000	205,000	162,500

6．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　604円73銭

(2) 1株当たり当期純利益　24円53銭

（注）連結損益計算書に計上の親会社株主に帰属する当期純利益には、普通株主に帰属しないものが含まれております。

7．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,665,411**	**流動負債**	**5,711,974**
現金・預金	333,765	支払手形	187,953
受取手形	243,690	買掛金	2,695,405
売掛金	3,267,701	短期借入金	1,110,000
製品・商品	355,674	一年内返済予定長期借入金	810,000
材料・貯蔵品	19,953	リース債務	52,960
仕掛品	82,473	未払金	506,849
繰延税金資産	35,259	未払費用	57,794
その他	328,048	未払法人税等	84,300
貸倒引当金	△1,153	賞与引当金	103,000
固定資産	**9,715,865**	その他	103,713
有形固定資産	**3,371,711**	**固定負債**	**3,014,420**
建物	525,726	社債	600,000
構築物	22,903	長期借入金	1,472,500
機械装置	982,800	リース債務	197,174
車両運搬具	72	繰延税金負債	440,154
工具器具備品	53,992	退職給付引当金	246,215
土地	1,574,953	資産除去債務	2,775
リース資産	211,265	その他	55,603
無形固定資産	**17,180**	**負債合計**	**8,726,395**
投資その他の資産	**6,326,974**	（純資産の部）	
投資有価証券	4,180,287	**株主資本**	**3,971,801**
関係会社株式	506,971	**資本金**	**2,151,240**
関係会社出資金	1,348,675	**資本剰余金**	**1,382,704**
その他	292,201	資本準備金	380,994
貸倒引当金	△1,160	その他資本剰余金	1,001,710
繰延資産	**6,621**	その他資本剰余金	1,000,000
社債発行費	6,621	自己株式処分差益	1,710
		利益剰余金	**1,388,893**
		利益準備金	244,661
		その他利益剰余金	1,144,232
		繰越利益剰余金	1,144,232
		自己株式	**△951,036**
		評価・換算差額等	**1,660,889**
		その他有価証券評価差額金	1,660,889
		新株予約権	**28,813**
		純資産合計	**5,661,503**
資産合計	**14,387,897**	**負債・純資産合計**	**14,387,897**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	金　　額
売　上　高		**12,463,908**
売　上　原　価		**10,748,807**
売　上　総　利　益		**1,715,100**
販売費及び一般管理費		**1,442,828**
営　業　利　益		**272,273**
営　業　外　収　益		
受取利息・配当金	152,493	
その他	48,250	200,742
営　業　外　費　用		
支払利息	49,308	
その他	100,814	150,122
経　常　利　益		**322,893**
特　別　利　益		
補助金収入	233,333	233,333
特　別　損　失		
固定資産圧縮損	195,614	195,614
税引前当期純利益		**360,612**
法人税、住民税及び事業税	105,233	
法人税等調整額	17,552	122,785
当　期　純　利　益		**237,827**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			資本剰余金合計	利益剰余金		利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金			
			その他資本剰余金	自己株式処分差益			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,151,240	380,994	1,000,000	1,710	1,382,704	244,661	965,385	1,210,046	△794,474	3,949,516
当期変動額										
剰余金の配当							△58,980	△58,980		△58,980
当期純利益							237,827	237,827		237,827
自己株式の取得									△156,562	△156,562
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	178,847	178,847	△156,562	22,285
当期末残高	2,151,240	380,994	1,000,000	1,710	1,382,704	244,661	1,144,232	1,388,893	△951,036	3,971,801

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,576,570	1,576,570	－	5,526,085
当期変動額				
剰余金の配当				△58,980
当期純利益				237,827
自己株式の取得				△156,562
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	84,320	84,320	28,813	113,132
当期変動額合計	84,320	84,320	28,813	135,417
当期末残高	1,660,889	1,660,889	28,813	5,661,503

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

・製品　売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・商品、材料・貯蔵品、仕掛品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法によっております。ただし、滝野工場ならびに平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費　社債の償還までの期間にわたり均等償却を実施しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
③ ヘッジ方針	借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
② 連結納税制度の適用	連結納税制度を採用しております。

(7) 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年４月１日に開始する事業年度および平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が21,649千円減少し、当事業年度の費用に計上した法人税等調整額が17,349千円、その他有価証券評価差額金が38,998千円それぞれ増加しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	460,929千円
土地	1,042,479千円
建物	431,555千円
構築物	22,518千円
機械装置	881,425千円
工具器具備品	5,289千円
計	2,844,194千円

② 担保に係る債務

短期借入金	600,000千円
長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	1,817,500千円
計	2,417,500千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　11,354,074千円

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

① 短期金銭債権	303,782千円
② 短期金銭債務	369,656千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	仕入高等	3,159,618千円
営業取引以外の取引高		55,522千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,972,050	972,400	－	6,944,450

（注）自己株式の増加972,400株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得972,000株および単元未満株式の買取400株による増加であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	75,488千円
退職給付引当金（信託）	120,735千円
その他	246,907千円
小計	443,131千円
評価性引当額	△76,472千円
合計	366,658千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△731,633千円
その他	△39,919千円
合計	△771,553千円
繰延税金負債の純額	△404,895千円

６．関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有する会社	(注)1 古林株式会社	被所有1%	事務所の賃借	賃借料	15,809	差入保証金	45,243
				自己株式の取得	141,036	－	－

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）1. 当社代表取締役古林敬碩およびその近親者が100%を直接所有しております。

2. 事務所の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて賃借料を決定しております。

3. 自己株式の取得については、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ＴｏＳＴＮｅＴ－３）による買付であります。

4. 古林株式会社との取引は、いわゆる第三者のための取引であります。

5. 取引金額は消費税等抜きの金額であります。

(2) 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	複合工業株式会社	直接所有100%	資金の貸付	資金の貸付	141,036	－	－
子会社	ライニングコンテナー株式会社	直接所有100%	資金の貸付	資金の貸付	1,227,000	短期貸付金	96,734

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）1. 複合工業株式会社およびライニングコンテナー株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 取引金額は消費税等抜きの金額であります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　520円40銭

(2) １株当たり当期純利益　20円63銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

古林紙工株式会社
　取締役会　御中

ネクサス監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　藤井栄喜　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　原田充啓　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　髙谷和光　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、古林紙工株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古林紙工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

古林紙工株式会社
　取締役会　御中

ネクサス監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　藤　井　栄　喜　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　原　田　充　啓　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　髙　谷　和　光　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、古林紙工株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

１．監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書、並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

古林紙工株式会社　監査役会

常勤監査役　佐々木　啓之　㊞

社外監査役　吉村　勲　㊞

社外監査役　鈴木　節男　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、利益配分につきましては経営環境や業績動向を勘案し、安定的にかつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

第86期の期末配当につきましては、当該基本方針に基づき、財務状況や今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金２円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は27,059,383円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

現任取締役８名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役８名（うち社外取締役２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	ふるばやし　たかひろ 古林　敬碩 (昭和17年９月26日生)	昭和41年３月　当社入社 昭和57年７月　当社取締役 昭和61年７月　当社常務取締役 平成６年６月　当社専務取締役 平成12年６月　当社取締役副社長 平成18年４月　当社代表取締役社長 平成24年６月　当社代表取締役会長兼社長（現任） 平成26年６月　当社社長執行役員 現在に至る ［重要な兼職の状況］ 複合工業株式会社代表取締役 ライニングコンテナー株式会社代表取締役 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司董事長	320,000株
2	ふるばやし　まさたか 古林　雅敬 (昭和52年２月４日生)	平成11年４月　当社入社 平成21年３月　当社開発本部長兼MD部長（現任） 平成21年６月　当社取締役 平成23年４月　当社設計計画部長（現任） 平成24年４月　当社第２営業本部長兼技術部長 平成25年11月　当社常務取締役 当社営業本部長（現任） 平成26年６月　当社取締役 常務執行役員 平成27年６月　当社取締役 専務執行役員 平成28年４月　当社取締役 副社長執行役員 現在に至る	140,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	宮崎明雄（みやざきはるお） (昭和22年３月３日生)	昭和45年２月　当社入社 平成19年６月　当社執行役員経理部長 平成22年６月　当社取締役 国内ｸﾞﾙｰﾌﾟ統括経理部長 平成26年４月　当社統括管理本部長 経理・総務・情報ｼｽﾃﾑ担当（現任） 平成26年６月　当社取締役 常務執行役員 現在に至る	29,000株
4	宮崎正之（みやざきまさゆき） (昭和32年７月27日生)	昭和56年４月　当社入社 平成21年３月　当社購買部長 平成23年６月　当社取締役（現任） 平成24年４月　当社生産本部長 平成26年４月　当社購買本部長（現任） 平成26年６月　当社執行役員 現在に至る	21,000株
5	桑田哲夫（くわたてつお） (昭和33年９月12日生)	平成２年９月　当社入社 平成21年３月　当社経理部次長 平成24年４月　当社滝野工場長 平成26年４月　当社生産本部長（現任） 平成26年６月　当社取締役執行役員 現在に至る	19,000株
6	古林能敬（ふるばやしよしたか） (昭和53年６月21日生)	平成22年12月　弁護士登録 平成23年１月　大船法律事務所（現 弁護士法人プロフェッション）入所 平成26年６月　当社取締役内部監査担当 現在に至る ［重要な兼職の状況］ バリューアディッド・ジャパン株式会社　社外監査役	116,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
7	土堤内 清嗣（どてうち きよつぐ） (昭和24年10月18日生)	昭和48年４月　株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成10年５月　同行東京営業本部第二部長 平成14年１月　ＵＦＪスタッフサービス株式会社（現三菱ＵＦＪスタッフサービス株式会社）代表取締役 平成16年４月　株式会社ソフト９９コーポレーション入社 管理本部長兼人事企画室長 平成16年６月　同社取締役 管理本部長兼人事企画室長 平成17年６月　同社常務取締役 マーケティング本部長兼管理本部長兼人事企画室長 平成20年４月　同社専務取締役 平成22年６月　同社退任 平成23年６月　当社社外監査役 平成27年６月　当社社外取締役 現在に至る ［重要な兼職の状況］ アーバンライフ株式会社社外監査役	0株
8	中西 克誠（なかにし よしまさ） (昭和17年９月29日生)	昭和43年４月　浦賀重工業株式会社(現住友重機械工業株式会社）入社 平成９年４月　株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤスホールディングス株式会社）入社 平成９年６月　同社取締役 平成11年４月　同社常務取締役 平成12年４月　同社代表取締役専務 平成15年６月　同社代表取締役副社長 平成19年６月　同社特別顧問 平成20年６月　同社退任 平成27年６月　当社社外取締役 現在に至る	0株

（注）　1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 土堤内 清嗣氏および中西 克誠氏は、社外取締役候補者であります。

3. 土堤内 清嗣氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関で培われた専門知識と会社役員としての経験を活かしていただけるものと判断したためであります。

4. 中西 克誠氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる会社役員としての経験を活かしていただけるものと判断したためであります。

5. 土堤内 清嗣氏および中西 克誠氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、土堤内 清嗣氏が1年、当社の社外監査役であった期間４年と合わせて５年、中西 克誠氏が１年となります。

6. 当社は土堤内 清嗣および中西 克誠の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。また、両氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は土堤内 清嗣および中西 克誠の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

8. 土堤内 清嗣氏は過去に当社の社外監査役でありました。中西 克誠氏は過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であった事実はありません。

・土堤内 清嗣および中西 克誠の両氏は、現在または過去５年間に会社法施行規則に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であった事実はありません。

・両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定または過去２年間に受けていた事実はありません。

・両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	川本博章（かわもとひろあき） （昭和28年６月１日生）	昭和52年３月　当社入社 平成10年３月　当社営業本部営業第３部　課長 平成25年11月　当社嘱託 現在に至る	1,832株
2	吉田之計（よしだゆきかず） （昭和29年５月15日生）	平成元年４月　弁護士登録　久保井総合法律事務所入所 平成５年４月　吉田之計法律事務所開設（現） 平成15年６月　当社監査役 平成23年６月　当社監査役退任 現在に至る	0株

（注）　1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 吉田 之計氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 吉田 之計氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識・経験等を、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 吉田 之計氏が社外監査役に就任された場合は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

メ　　モ



・地下鉄堺筋線北浜駅、または堺筋本町駅より徒歩約10分